

情報提供

那医発第138号
令和6年6月17日

施設長 各位

那霸市医師会

会長 友利 博朗

担当理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「ベースアップ評価料、医療DX推進体制整備加算の届出について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。☆問合せ先(那霸市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

*****記*****

沖医発第383号E

令和6年6月14日

地区医師会医療保険担当理事 殿

沖縄県医師会

常任理事 平安 明

(医療保険担当理事)

(公印省略)

ベースアップ評価料、医療DX推進体制整備加算の届出について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より、標記の件について情報提供がございますので、ご連絡申し上げます。

日本医師会では、ベースアップ評価料及び医療DX推進体制整備加算の届出について、賃金改善計画書等の届出に必要な書類の作成が煩雑であるとの意見が多数寄せられたことから、その内容について整理するとともに、日本医師会HP内のメンバーズルームにおいて、各種資料や説明の動画配信を行っております。

当メンバーズルームにおいて、去る6月6日(木)WEBにて開催されました「都道府県医師会社会保険担当理事連絡協議会」の動画配信もなされており、主に「賃金改善計画書」の作成について、詳細な説明がなされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係機関に対する周知方についてご高配下さいますようよろしくお願い申し上げます。

なお、資料は省略しておりますので、本会文書映像データ管理システムをご確認下さいますようお願い申し上げます。

※日本医師会HPメンバーズルームへのログインは、日医ID及びPASSの入力が必要となっております。IDについては、日医から届く刊行物のラベルに記載があります。ご不明な場合は、日本医師会 会員情報室までお問合せください。

沖縄県医師会保険課:山川

TEL: 098-888-0087

FAX: 098-888-0089

E-mail: hokenka@okinawa.med.or.jp

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) を算定しましょう！

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)(1日につき)

| | |
|------------------------|------------|
| <u>1 初診時</u> | <u>6点</u> |
| <u>2 再診時等</u> | <u>2点</u> |
| <u>3 訪問診療時</u> | |
| <u>イ 同一建物居住者等以外の場合</u> | <u>28点</u> |
| <u>ロ イ以外の場合</u> | <u>7点</u> |

→評価料の収入の全額を賃上げ(職員のベア等)に充当しましょう

届出は簡単、「3」ステップ！！

STEP1

「届出書」、「賃金改善計画書」を作成

(届出については、次ページへ)

STEP2

メールで提出

※紙面での提出も可

(6月から算定する場合、R6.5.2～**R6.6.21**
までに地方厚生局へ提出)

※ベースアップ評価料(Ⅰ)の届出は特例的に6月21日まで延長

STEP3

評価料の算定 & 賃上げを開始



ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

※この他、賃上げに関して、「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)」、「入院ベースアップ評価料」、「訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)」、「訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)」がございます。詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

医療DX推進体制整備加算の 算定要件について

厚生労働省保険局医療課

令和6年度診療報酬改定におけるマイナ保険証利用等に関する診療報酬上の評価（イメージ）

- ・マイナンバーカードを常時携帯する者が約4割となっている現状を踏まえると、医療現場における利用勧奨が重要。

《現行》

《見直しイメージ》

R 6. 6

R 6. 12

【医療情報・システム基盤整備体制充実加算】

マイナンバーカードや問診票を利用し、「診療情報取得・活用体制の充実」を評価
<初診>
・マイナ保険証 利用なし 4点
・マイナ保険証 利用あり 2点

【医療情報取得加算】

配点を見直し、継続
<初診> <再診>
・マイナ保険証利用なし 3点 2点
・マイナ保険証利用あり 1点 1点

※答申書付帯意見

令和6年12月2日から現行の健康保険証の発行が終了することを踏まえ、令和6年度早期より、医療情報取得加算による適切な情報に基づく診療の在り方について見直しの検討を行うとともに、医療DX推進体制整備加算について、今後のマイナンバーカードの利用実態及びその活用状況を把握し、適切な要件設定に向けた検討を行うこと。

利用率増加に応じた支援金



【医療DX推進体制整備加算】

マイナ保険証、電子処方箋などの「医療DX推進体制」を評価

<初診> 8点（歯科6点、調剤4点）

施設要件（例）

- ①マイナ保険証での取得情報を診療室で使用できる体制【R6. 6～】
- ②マイナ保険証の利用勧奨の掲示【R6. 6～】 Ex. 窓口での共通ポスターの掲示
- ③マイナ保険証利用実績が一定程度（●%）以上であること【R6. 10～】
- ④電子処方箋を発行できる体制（薬局は受け付ける体制）【R7. 4～】
- ⑤電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制【R7. 10～】

院内掲示要件（ポスター）について

- 令和6年度診療報酬改定で新設された「医療DX推進体制整備加算」の施設基準においては、マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組み、その旨を医療機関・薬局内の見やすい場所に掲示することが要件となっている。
- 当該院内掲示要件を1枚で満たすポスター（次ページ）を作成しているため、活用いただきたい。

【「疑義解釈資料の送付について（その1）」（令和6年3月28日厚生労働省保険局医療課事務連絡）（抄）】

問17 医療DX推進体制整備加算の施設基準において、「医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。」とされており、アからウまでの事項が示されているが、アからウまでの事項は別々に掲示する必要があるか。また、掲示内容について、参考にするものはあるか。

（答）まとめて掲示しても差し支えない。また、掲示内容については、以下のURLに示す様式を参考にされたい。

◎オンライン資格確認に関する周知素材について | 周知素材について（これらのポスターは医療DX推進体制整備加算の掲示に関する施設基準を満たします。）

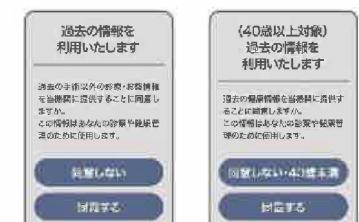
https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html

【掲示用ポスター】



とっても簡単！マイナンバーカード

- 受付**
マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。
- 本人確認**
顔認証または4桁の暗証番号を入力してください。
顔認証 暗証番号

- 同意の確認**
診察室等での診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。


過去の情報を利用いたします
(40歳以上対象)過去の情報を利用いたします
過去の健康情報を当機関に提供することに同意します。
この情報はあなたの診療や施設登録のために使用されます。

同意しない
同意する
同意しない(40歳未満)
同意する

※高齢者医療制度をご利用される方は、統一健康保険証をお使いください。
- 受付完了**
お呼びするまでお待ちください。


カードを忘れずに！

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

厚生労働省 日本医師会 日本歯科医師会 日本薬剤師会

【配布用チラシ】



⚠️ ご注意ください！ 本年12月2日から 現行の健康保険証は 発行されなくなります

※12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

マイナンバーカード をご利用ください

今回お持ちでない方は次回ご持参ください

マイナンバーカードの保険証利用登録がまだの方
➡️ 利用登録は窓口（カードリーダー）でできます

厚生労働省

電子処方箋の要件について

- 令和6年度診療報酬改定で新設された「医療DX推進体制整備加算」の施設基準においては、電子処方箋の導入が要件とされ、令和7年3月末までの経過措置が設けられている。
- この要件に関して、医療DX推進体制整備加算はマイナ保険証利用を進めることで算定可能であり、電子処方箋は令和6年6月時点で導入していなくても、令和7年3月末までの経過措置期間中も算定可能である旨、届出の導入予定期は未定又は空欄で差し支えない旨をQAで案内

【「疑義解釈資料の送付について（その2）」（令和6年4月12日厚生労働省保険局医療課事務連絡）（抄）】

問4 医療DX推進体制整備加算の施設基準において、「「電子処方箋管理サービスの運用について」（令和4年10月28日付け薬生発1028第1号医政発1028第1号保発1028第1号厚生労働省医薬・生活衛生局长・医政局长・保険局长通知。）に基づく電子処方箋により処方箋を発行できる体制を有していること。」とされており、また、当該施設基準については、令和7年3月31日までの間は経過措置が設けられているが、電子処方箋について、届出時点で未導入であっても、当該加算は算定可能か。

(答) 経過措置が設けられている令和7年3月31日までの間は、算定可能。なお、施設基準通知の別添7の様式1の6において、導入予定期を記載することとなっているが、未定又は空欄であっても差し支えない。

問5 医療DX推進体制整備加算の施設基準で求められている電子処方箋により処方箋を発行できる体制について、経過措置期間終了後も電子処方箋を未導入であった場合、届出後から算定した当該加算についてどのように考えればよいか。

(答) 経過措置期間終了後は、当該加算の算定要件を満たさないものとして取り扱う。

医療DX推進体制整備加算の施設基準
に係る届出書添付書類

(□には、適合する場合「✓」を記入すること)

| 施設基準 | |
|---|--------------------------|
| 1 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求が実施されている | <input type="checkbox"/> |
| 2 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認（以下オンライン資格確認）を行う体制が整備されている | <input type="checkbox"/> |
| 3 オンライン資格確認等システムの活用により、患者の薬剤情報、特定健診情報等を診療を行う診察室、手術室又は処置室等において、医師等が閲覧及び活用できる体制が整備されている | <input type="checkbox"/> |
| 4 「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子処方箋により処方箋を発行できる体制が整備されている | <input type="checkbox"/> |
| 5 電子処方箋を未導入の場合の、導入予定期限 | 令和()年 ()月 |
| 6 国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制が整備されている | <input type="checkbox"/> |
| 7 マイナ保険証の利用率が一定割合以上である | <input type="checkbox"/> |
| 8 届出時点における、直近の社会保険診療支払基金から報告されたマイナ保険証利用率 | () % |
| 9 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している | <input type="checkbox"/> |
| 10 医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っている | <input type="checkbox"/> |

[記載上の注意]

- 1 「5」については、届出時点で電子処方箋を未導入の場合に記載すること
- 2 「6」については、令和7年10月1日以降に届出を行う場合に記載すること。

届出添付書類の記載方法について（医療機関）

電子処方箋を導入していない場合は
チェック不要

「未定」又は空欄でも可

令和6年6月時点では
チェック・記入不要

- 3 「7」及び「8」については、令和6年10月1日以降に届出を行う場合に記載すること。
- 4 「4」については、令和7年3月31日までの間に限り、「6」については、令和7年9月30日までの間に限り、「10」については、令和7年5月31日までの間に限り、それぞれの基準を満たしているものとみなす。
- 5 「10」については、自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。